

基本協定書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
P 2	修正	盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、盛岡地区広域消防組合（以下「甲」という。）と[]及び[]をその構成員とし、[]及び[]をその協力企業とし、[]をその代表企業とする落札者[]グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、その協力企業を「乙の協力企業」また構成員のうちの代表企業を「乙の代表企業」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。	盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、盛岡地区広域消防組合（以下「甲」という。）と[]及び[]をその構成員とし、[]及び[]をその協力企業とし、[]をその代表者とする落札者[]グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、その協力企業を「乙の協力企業」また構成員のうちの代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。
P 2 (第1条)	修正	第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎___の設計、建設、所有権移転及び維持管理、現庁舎の解体撤去並びにこれらに付随、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。	第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎（以下「本施設」という。）の設計、建設、所有権移転及び維持管理、現庁舎の解体撤去並びにこれらに付随、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。
P 2 (第3条)	修正	会社法（平成17年法律第86号）	会社法（平成17年法律第87号）
P 2 (第3条)	修正	乙又は乙の代表企業はその旨を事業予定者に報告させるものとする。	乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者に報告させるものとする。
P 3 (第4条)	修正	第4条 乙の構成員は、事業契約上の契約期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除	第4条 乙の構成員は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を

基本協定書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
		き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。	除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。
P 3 (第 6 条)	修正	第 6 条 甲及び乙は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成[]年[]月[]日を目処として、 <u>盛岡地区広域消防組合議会</u> への事業契約に係る議案提出日までに、	第 6 条 甲及び乙は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成[]年[]月[]日を目処として、[]への事業契約に係る議案提出日までに、
P 4 (第 7 条)	追加	<p>第 7 条 甲は、<u>乙の代表企業、構成員又は協力企業</u>のいずれかが<u>本基本協定</u>に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第 1 項の仮契約を締結せず、又は締結した仮契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、<u>乙の代表企業、構成員又は協力企業</u>に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項の規定により確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が、<u>乙の代表企業、構成員又は協力企業</u>に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。</p> <p>(3) <u>乙の代表企業、構成員又は協力企業が</u>、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、独占禁止法第 4</p>	<p>第 7 条 甲は、<u>乙の構成員又は協力企業</u>のいずれかが<u>この基本協定</u>に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第 1 項の仮契約を締結せず、又は締結した仮契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、<u>乙</u>に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項の規定により確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が、<u>乙</u>に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。</p> <p>(3) <u>乙が</u>、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項</p>

基本協定書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
		<p>9条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、その審判について請求の却下又は棄却の審決があり、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提起された時を除く。）。</p> <p>(4) <u>乙の代表企業、構成員又は協力企業が</u>、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(5) <u>乙の代表企業、構成員又は協力企業</u>（それらが法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。</p> <p>2 <u>乙の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが</u>前項各号のいずれかに該当しているときは、</p>	<p>の規定により審判を請求し、その審判について請求の却下又は棄却の審決があり、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提起された時を除く。）。</p> <p>(4) <u>乙が</u>、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(5) <u>乙</u>（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。</p> <p>2 <u>乙の構成員又は協力企業のいずれかが</u>前項各号のいずれかに該当しているときは、</p>
P 7	修正	甲及び乙[の <u>代表企業</u>]が各1通を保有する。	甲及び乙[の <u>代表者</u>]が各1通を保有する。
P 7 署名欄	修正	[]グループの <u>代表企業</u>)	([]グループの <u>代表者</u>)
P 8 別紙1	修正	1 <u>本基本協定締結時</u>	1 <u>この基本協定締結時</u>
P 8 別紙1	修正	出資者（ <u>代表企業</u> ）	出資者（ <u>代表者</u> ）